

平成20事業年度における国立大学法人の
長期借入金償還計画の変更認可について(案)

1. 長期借入金償還計画の変更認可について

平成20事業年度における長期借入金償還計画に変更が生じたため、国立大学法人法第34条第1項の規定に基づき、変更認可を行うこととしたい。

・償還計画の変更前

法人名	平成19事業年度末における長期借入金の総額	平成20事業年度における借入見込額	平成20事業年度における償還計画額	平成20事業年度末における長期借入金の総額
千葉大学	千円 17,093,085	千円 847,098	千円 <u>960,543</u>	千円 <u>16,980,144</u>

・償還計画の変更後

法人名	平成19事業年度末における長期借入金の総額	平成20事業年度における借入見込額	平成20事業年度における償還計画額	平成20事業年度末における長期借入金の総額
千葉大学	千円 17,093,085	千円 847,098	千円 <u>968,543</u>	千円 <u>16,971,639</u>

○変更理由

平成19事業年度における国立大学財務・経営センターからの長期借入金について、借入金額が過大であることが判明し、超過分の借入れを繰上償還することにより平成20事業年度長期借入金償還計画の変更が必要となったため